

# 1. 日本に住むときの手続き

## (2) 住民登録

3か月以上、日本に住むときは、あなたが住んでいる市区町村の役所で、住民登録をします。

### ① 住民票

外国から初めて日本に来て、泉佐野市に住む人は、新しい住所に住み始めた日から、14日以内に、泉佐野市役所の市民課に行って、「転入届」を出してください。「転入届」に新しい住所を書いてください。

<持っていくもの>

- パスポート
- 在留カード（入国したときに、空港でもらった場合）

転入届を出すと、住民票を作ってくれます。

住民票には、名前、生まれた日、性別（男か女か）、住所、世帯主（一緒に住んでいる家族の代表の人）の名前、

国籍・地域、在留資格、在留期間などが書いてあります。

引っ越しで住所が変わるときは、住民票の変更手続きをしてください。

住民票が必要なときは、市民課に行って、「住民票の写し」、または「住民票記載事項証明書」を作ってくださいと言います。

<持っていくもの>

- 本人であると確認できるもの（例：パスポート）

★手続き・問い合わせ

## 1. 日本に住むときの手続き

しみんか  
市民課

でんわばんごう 072-463-1212 (ないせん 2111～2118)  
電話番号 072-463-1212 (内線2111～2118)

☆さんこうサイト  
☆参考サイト

そうむしょう 「がいこくじんじゅうみん にかか じゅうみんきほんだいちょうせいど」  
総務省 「外国人住民に係る住民基本台帳制度」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html)

# 1. 日本に住むときの手続き

## ② マイナンバー

初めて住民票を作ると、マイナンバーを知らせるカード（通知カード）が郵便（転送不要の簡易書留）で届きます。

住民票をもつ人はみんな、マイナンバーをもらいます。

マイナンバーは、12ケタの番号です。みんな、ちがう番号です。

いろいろな手続きのときに使います。

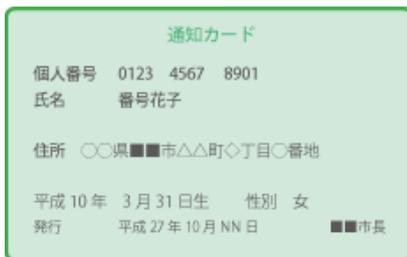
ほしい人は、申し込むと、マイナンバーカード（個人番号カード）をもらうことができます。

マイナンバーカードは、写真がついたICカードです。

公的な本人確認の書類として、使うことができます。

初めて作ってもらうときは、無料です。

通知カード



マイナンバーカード（個人番号カード）



☆参考サイト

総務省 マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>